スポーツ分野の政策体系等

政策目標	施策目標	番号	達成目標	測定指標	出典	目標値（R8）	測定指標の実績値（計画期間分）		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R4	R5		
世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。	東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現	1	**広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出** ・東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週１回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年１回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は70%程度になること）を目指す。 ・１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２回以上実施し、１年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。	①20歳以上の週１回以上及び年１回以上のスポーツ実施率 ②障害者の週１回以上及び年１回以上のスポーツ実施率 ③1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（①③） 令和５年度障害児・者のスポーツライフ調査（②）	①週1回：70%、年1回：100%に近づける ②週1回：40%程度、年1回：70%程度 ③27.2%より増加	①週1回：52.3%、年1回：77.5% ②週1回：31.0%、年1回：58.7% ③27.2%	①週1回：52.0%、年1回：76.2% ②週1回：32.5%、年1回：57.8% ③27.3%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・日本パラスポーツ協会補助 ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・障害者スポーツ推進プロジェクト	**測定指標①20歳以上一般のスポーツ実施率の向上について** 特にスポーツ実施率が低い傾向のある働く世代の実施率を向上させることが、全体の実施率向上につながると考えられることから、働く世代を主なターゲットとする「Sport in Life推進プロジェクト」において、加盟団体のスポーツ実施率の変化等をアンケート調査等により把握・分析する。また、Sport in Life加盟団体数やスポーツエールカンパニーの認定団体数について、着実な増加を目指す。 **測定指標②障害者のスポーツ実施率の向上について** 障害者のスポーツ実施環境整備に取り組む「障害者スポーツ推進プロジェクト」が主な取組として重要であることから、同事業により障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等が連携した取組を進め、障害者スポーツ実施環境の拡大を図る。また、日本パラスポーツ協会と連携し、指導者の養成や地域の障害者スポーツ振興の拠点となる障害者スポーツセンターの機能強化等に取り組み、地域における障害者のスポーツ実施環境の充実を図る。 **測定指標③一般の運動習慣者の割合の増加について** 地方公共団体が行う住民の運動・スポーツ習慣化の取組を支援する事業である、「運動・スポーツ習慣化促進事業」の取組が重要であると考えられることから、同事業に新規で参画する自治体数を着実に伸ばすとともに、参画自治体におけるスポーツ実施状況や事業継続への課題等の把握・分析を通じて、より効果的な支援の在り方を検討する。また、運動・スポーツの効果を高めるなど、質的な視点を持った取組を更に推進することも重要であると考えられることから、「ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツ」を推進するための周知啓発の取組数も着実に積み上げる。 また、日本スポーツ協会や日本パラスポーツ協会は、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会の開催等を通じてスポーツをする機会と場の提供に取り組んでおり、これら団体への補助により間接的にスポーツ実施率の増加につなげることを目指す。生涯スポーツ振興事業では、各地方公共団体が行う同様の取組に対し補助を行っている。
		2	**運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実** 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保することのみならず、地域住民にとってもより良いスポーツによるまちづくりにも資するよう、まずは公立中学校における休日部活動の地域連携・地域移行について、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」をもとに令和５年度から７年度を改革推進期間として重点的に取組を進め、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。	①運動部活動の地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合 ②運動部活動の地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合 ③休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合	スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」	①100%に近づける ②100%に近づける ③100%（R7）	すべてR5年度より調査予定	①40% ②17% ③50.6%	＜予算事業＞ ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和６年度予算） ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和５年度補正予算） ＜通知等＞ ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を示している。 これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和５年度補正予算及び令和６年度予算）では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。
		3	**子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上** 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。 その結果として、 ・１週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童の割合を12%（令和３年度）から半減、生徒の割合を13%（令和３年度）から半減、 ・卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童の割合を86%（令和３年度）から90%以上に、生徒の割合を82%（令和３年度）から90%以上に増加、 ・新体力テスト の総合評価がＣ以上である児童の割合を68%（令和３年度）から80%以上に、生徒の割合を75%（令和３年度）から85%以上に増加 を目指す。	①１週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童・生徒の割合 ②卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童・生徒の割合 ③新体力テスト の総合評価がＣ以上である児童・生徒の割合 ④体育の授業以外で、全ての児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組を「全ての児童生徒に対して行った」学校の割合 ⑤児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組を「行った」教育委員会の割合	令和５年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査	①児童12%から半減、生徒13%から半減 ②児童90%、生徒90% ③児童80%、生徒85% ④80% ⑤100%に近づける	①児童12%、生徒13% ②児童87%、生徒82% ③児童67%、生徒74% ④66% ⑤78%	①児童12.5%、生徒18.0% ②児童86%、生徒81% ③児童67%、生徒74% ④66% ⑤79%	＜予算事業＞ ・令和の日本型体育構築支援事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト ＜調査＞ ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ＜研修＞ ・体育・保健体育指導力向上研修　等の研修を毎年複数回実施 ＜通知等＞ ・体力調査の結果等を踏まえ、体育授業を含む学校での運動実施について、通知や長官ビデオメッセージ等で周知	全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することで、国・各教育委員会における子供の体力向上に係る施策の成果と課題を検証しその改善を図るとともに、各学校での体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。 令和の日本型体育構築支援事業では、１人１台端末を活用した授業モデルの研究、通常学級の体育授業において障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発、我が国の伝統文化である多様な武道種目の指導の充実、体育活動中の事故防止のための調査研究、アスリートの体育授業への派遣などを行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。 各研修や通知等では、学習指導要領の内容に加え、上記で得られた新たな知識等を伝え、更なる体育・保健体育の授業の改善等を図る。
		4	**女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上** ・女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。 ・障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週１回以上のスポーツ実施率を**40**%程度（若年層は**50**%程度）、障害者の年１回以上のスポーツ実施率を**70**%程度（若年層は**80**%程度）とすることを目指す。 ・隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する民間事業者に対する支援等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。	①女性の週１回以上のスポーツ実施率 ②障害者の週１回以上及び年１回以上のスポーツ実施率 ③働く世代・子育て世代（20代～50代）の週１回以上のスポーツ実施率	令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（①③） 令和５年度障害児・者のスポーツライフ調査（②）	①50.2%より増加 ②週1回：40%程度、年1回：70%程度 ③46.8%より増加	①50.2% ②週1回：30.9%、年1回：57.1% ③46.8%	①49.4% ②週1回：32.5%、年1回：57.1% ③46.7%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・日本パラスポーツ協会補助 ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・障害者スポーツ推進プロジェクト	Sport in Life推進プロジェクトでは、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになることを目指しており、民間企業、スポーツ団体、地方公共団体等で構成されるSport in Lifeコンソーシアム設置による情報・資源のプラットフォーム化や、優れた取組への表彰（アワード）、スポーツ実施の促進に資する従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組の実施している団体に対する「スポーツエールカンパニー」の認定などに加えて、今後のスポーツ実施普及に寄与する、女性のスポーツ参画を目的とする先進事例として取組モデルの創出や、女性のスポーツ実施の促進に係る総合研究事業を行っており、女性や働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上に努めている。 また、運動・スポーツ習慣化促進事業では、地方公共団体において、妊娠期・子育て期を含む女性や働く世代をターゲットとした運動・スポーツ習慣形成に係る取組を支援し、女性や働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上に努めている。 障害者スポーツ推進プロジェクトでは、障害のある方とない方がともにスポーツをするユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要との観点から、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出や特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行の支援に取り組んでいる。日本パラスポーツ協会補助では、地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図っている。全国障害者スポーツ大会開催事業では、障害者がスポーツの楽しさを体験する機会を提供するとともにボランティアや観戦する方に障害者スポーツに対する理解の促進を図っている。 そのほか、我が国のスポーツの振興を担う日本スポーツ協会や日本パラスポーツ協会への補助を通じ、スポーツの振興を図るとともに、生涯スポーツ振興事業において、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる社会の実現に努めている。
		5	**大学スポーツ振興** 「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指すため、統括団体であるUNIVASに加盟する大学数を継続的に増加させる。その結果として、 UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。	①UNIVASの加盟大学数 ②大学スポーツへの関心度（対象：18–79歳男女）	①スポーツ庁調べ ②令和5年度大学スポーツに関する認知度調査	①300大学 ②70%	①217大学（R5.4.1） ②45.6%（R3）	①220大学（R6.4.1） ②24.8%（R5） （調査における選択肢の変更あり）	・感動する大学スポーツ総合支援事業 ・大学スポーツ統括団体活動支援事業	「感動する大学スポーツ総合支援事業」において、大学の有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、自治体等の地域の組織・団体とも十分に連携した様々な地域振興の取組をモデル的に実施、検証分析し、その成果の全国への横展開を図るとともに、大学の適切な関与・支援体制の構築や、大学スポーツにおける怪我・事故の予防のための研究を行い、学生が安全安心な大学スポーツ環境の確立を促進する。 「大学スポーツ統括団体活動支援事業」において、UNIVASが実施する大学スポーツ振興のための普及啓発活動の一部（安全安心認証制度の普及啓発、暴力・パワハラ、不正の防止等のための研修、相談窓口の設置等）に対して補助することにより、大学スポーツ全体の価値のさらなる向上を図る。 取組を通じて、UNIVASの活動への理解・加盟大学増加の推進を図り、大学スポーツへの関心を高めることで、スポーツへの参画（みる、する、支える）による大学スポーツの振興に繋げる。
		6	**健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進** ・スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通した健康増進を図る。 ・１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２回以上実施し、１年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。（再掲）	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査	27.2%より増加	27.2%	27.3%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業	Sport in Life推進プロジェクトでは、スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業を行い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で得られた科学的知見の活用やその普及・啓発に向けた研究に取り組んでいる。 また、運動・スポーツ習慣化促進事業では、地方公共団体において、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体や、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築の上、安全かつ効果的な住民のスポーツ実施を促進する取組を支援している。 そのほか、我が国のスポーツの振興を担う日本スポーツ協会や日本パラスポーツ協会への補助を通じ、スポーツの振興を図るとともに、生涯スポーツ振興事業において、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる社会の実現に努めている。
		7	**医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進** ・地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。 ・教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。 ・従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。	①Sport in Lifeコンソーシアムの加盟団体数 ②働く世代・子育て世代（20代～50代）の週１回以上のスポーツ実施率 ③1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	スポーツ庁調べ（①） 令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（②③）	①継続的な増加 ②46.8%より増加 ③27.2%より増加	①2,483(R4.3月末時点) ②46.8% ③27.2%	①3,473(R6.3月末時点) ②46.7% ③27.3%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業	Sport in Life推進プロジェクトでは、民間企業、スポーツ団体、地方公共団体等で構成するSport in Lifeコンソーシアムの設置や、取組モデルの創出、総合研究事業の実施、スポーツ実施の促進に資する優れた取組を行った民間企業等の団体の表彰を行っているほか、従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組を実施している民間企業等に対して「スポーツエールカンパニー」の認定を行うなど、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上に努めている。 また、運動・スポーツ習慣化促進事業では、地方公共団体において、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体や、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築の上、安全かつ効果的な住民のスポーツ実施を促進する取組を支援している。 そのほか、我が国のスポーツの振興を担う日本スポーツ協会への補助を通じ、スポーツの振興を図るとともに、生涯スポーツ振興事業において、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる社会の実現に努めている。
		8	**障害者スポーツの推進** 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。 このため、学校体育等以外について、障害者の週１回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年１回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）、障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度 とすることを目指す。	①障害者の週１回以上及び年１回以上のスポーツ実施率 ②障害者スポーツを体験したことのある者の割合	令和５年度障害児・者のスポーツライフ調査（①） 令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（②）	①週1回：40%程度、年1回：70%程度 ②20%程度	①週1回：30.9%、年1回：57.1% ②5.9%	①週1回：32.5%、年1回：57.1% ②7.1%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本パラスポーツ協会補助 ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・障害者スポーツ推進プロジェクト	障害者スポーツ推進プロジェクトでは、障害のある方とない方がともにスポーツをするユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要との観点から、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出や特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行の支援に取り組んでいる。日本パラスポーツ協会補助では、地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図っている。全国障害者スポーツ大会開催事業では、障害者がスポーツの楽しさを体験する機会を提供するとともにボランティアや観戦する方に障害者スポーツに対する理解の促進を図っている。 また、Sport in Life推進プロジェクトや運動・スポーツ習慣化促進事業において、障害のある方とない方とが一体となった運動・スポーツ実施の取組を行っている。
		9	**スポーツを通じた女性の活躍促進** 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。 ガバナンスコード（ＮＦ（中央競技団体）向け）及び「第５次男女共同参画基本計画」を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。 主にＡＳＥＡＮ諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。	①女性の週１回以上のスポーツ実施率 ②スポーツ団体における女性理事の割合	令和５年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（①） 令和5年度女性の政策・方針決定参画状況調べ（②）	①50.2%より増加 ②40%に近づける	①50.2% ②24.9%	①49.4% ②29.6%	＜予算事業＞ ・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業） ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・ポスト・スポーツ・フォー・トゥモロー推進事業 スポーツ・インテグリティ推進事業 ＜制度＞ スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査の実施	Sport in Life推進プロジェクトでは、女性をターゲットとした取組モデルの創出や、女性をテーマに含めた総合研究事業を実施しているほか、運動・スポーツ習慣化促進事業では、地方公共団体において、妊娠期・子育て期を含む女性をターゲットとした運動・スポーツ習慣形成に係る取組を支援するなど、女性のスポーツ実施率向上に向けた取組を行っている。 スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、役員の構成等における多様性を確保することを規定しており、各団体には、女性理事の目標割合（40%以上）を設定し、具体的方策を講じることを求めている。適合性審査において各中央競技団体の取組状況について確認するとともに、必要に応じて、スポーツ統括団体より指導・助言等を行っている。 第4回日ASEANスポーツ大臣会合で合意された優先協力5分野のひとつとして、ワークショップ等を通じて各国が作成したアクションプランのフォローアップやインプットを行い、日ASEANでのスポーツにおけるジェンダー平等の推進を図る。
		10	**地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現** 地域住民等のニーズの変化を鑑みて、ストック適正化計画等によりスポーツ施設のあり方を示し、適切に維持・更新を図り、スポーツ施設を配置するとともに、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。 その結果として、対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率を令和８年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。	①対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率 ②学校体育施設開放頻度	個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査（①） 体育・スポーツ施設現況調査（②）	①50% ②100%に近づける	①55.6%（R4） ②71.8%（R3）	①- ②-	＜予算事業＞ ・誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業	持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図り、その内容についてセミナー等の開催を通じて、スポーツ施設に関する個別施設計画の策定の考え方や重要性に対する理解を醸成し、各地方公共団体において、個別施設計画の策定を促進する。そして、対策の優先順位の考え方や対策内容、実施時期、対策費用等を具体的に明示することを促し、戦略的な維持管理・更新等を推進する。
		11	**地域のスポーツ環境の構築** ・スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。 ・総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。この中で、総合型クラブの登録・認証制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図る。 ・地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。	①公認スポーツ指導者資格認定者数 ②総合型地域スポーツクラブの「登録・認証制度」における登録クラブ数 ③対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率（再掲） ④学校体育施設開放頻度（再掲）	①「日本スポーツ協会補助事業」の一環 ②日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会「令和5年度登録クラブ実態調査」 ③個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査 ④体育・スポーツ施設現況調査	①290,000人 ②登録数：2,700 認証数：継続的な増加※JSPO中期計画における目標値 ③50% ④100%に近づける	①219,625人 ②「登録・認証制度」登録クラブ数：1,015 ③55.6%（R4） ④71.8%（R3）	①254,578人 ②「登録・認証制度」登録クラブ数：1,045 ③- ④-	＜予算事業＞ ・地域スポーツ連携・協働再構築促進プロジェクト ・地域のスポーツ環境基盤強化 ・Sport in Life推進プロジェクト ＜通知等＞ ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表 （その他） ・「学校体育施設の有効活用に関する手引き」に係る情報発信（セミナー等）	地域スポーツ連携・協働再構築促進プロジェクトでは、都道府県を対象とした実証事業を実施することで、地域の多彩な指導者の発掘・創出、既存公共施設等を活用した地域スポーツ環境の創出などの取組を支援する。 加えて、地域のスポーツ環境基盤強化では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度や、運動部活動の地域移行等に対する地域への活動支援方策等の実施に向けた取組等を行う。 Sport in Life推進プロジェクトにおいて、スポーツ実施に係る情報を集めたスポーツ庁のポータルサイト「こことスポ」を運営し、全国のスポーツ大会やイベント、スポーツ施設等の情報提供等を行っている。 また、学校体育施設の有効活用を図るため、令和２年度に策定した「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を踏まえたモデル事業や取組を地方公共団体等へセミナーを通じて情報発信している。
		12	**人材育成及び活用に関する方針・計画の策定** 全ての中央競技団体が人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行していくことを目指す。	人材採用・育成計画を策定・公表している中央競技団体の割合	統括団体調べ	100%の団体が策定・公表	策定・公表している団体　22% 策定を検討している団体　78% ※母数は令和４年度までに適合性審査を受けた89団体	-	＜制度＞ スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査の実施	スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、団体の組織運営の強化に関する人材の採用及び強化に関する計画を策定し、公表することを規定している。統括団体による適合性審査において各中央競技団体の取組状況について確認するとともに、必要に応じて、統括団体より策定・公表を促すこととしている。
		13	**アスリートのキャリア形成** 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。 特に、アスリートのキャリア形成に関する取組の認知度を高めるため、関係団体や企業が連携してアスリートのキャリア形成をサポートする仕組みの一つであるスポーツキャリアサポートコンソーシアムの加盟団体数を200団体に増加（令和8年）することを目指す。	スポーツキャリアサポートコンソーシアム加盟団体数	「スポーツキャリアサポート支援事業」の一環	200団体	83団体	112団体	＜予算事業＞ ・スポーツキャリアサポート支援事業	スポーツキャリアサポート支援事業では、関係団体や企業が連携してアスリートのキャリア形成をサポートするための仕組みの一つであるスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を行っている。その中で、コンソーシアム内でのキャリア形成支援の好事例の横展開や、キャリア形成研修、アスリートキャリアコーディネーターの育成や派遣等を実施・充実することにより、関係団体等のコンソーシアムへの加盟に繋げる。
		14	**スポーツ指導者の育成** 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援するとともに、スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図るべく、日本スポーツ協会（JSPO）の認定する公認スポーツ指導者資格認定者数の増加を目指す。	公認スポーツ指導者資格認定者数	「日本スポーツ協会補助事業」の一環	290,000人	219,625人	254,578人	＜予算事業＞ ・日本スポーツ協会補助（スポーツ指導者養成事業）	JSPOでは、スポーツの価値や未来への責任を自覚し、暴力等の反倫理的行為を排除した指導を行うことができる公認スポーツ指導者の育成を目指している。その取組の一つとして、指導者に求められる技術や知識のみではなく、思考・態度・行動等の「人間力」を確実に習得するために必要な内容を提示した「モデルコアカリキュラム」をスポーツ庁と連携して作成し、このカリキュラムに基づいた指導者の養成を行っている。このようなJSPOの取組を支援することで、達成目標に掲げるような国の求める資質を持つ指導者の育成に貢献することができる。
		15	**専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場の拡充** ・各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。	–			–	–	–	※スポーツボランティア等についてはすでにボランティア団体等と連携して調査等を行い、ボランティア団体等の間の連携を促進してきた。これまでこうしたボランティア団体等の取組中心となっているところ、今後、こうしたボランティア団体等の活動について現状を把握し、測定指標や達成手段について検討したい。
		16	**スポーツ推進委員の有効活用** ・スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。 ・広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。	①スポーツ推進委員数 ②スポーツ推進委員の研修数	公益社団法人全国スポーツ推進委員連合調べ	①継続的な増加 ②継続的な実施	①48,770人 ②80回 ※（公社）全国スポーツ推進委員連合が助成する都道府県主催の研修数	①48,302人 ②79回 ※（公社）全国スポーツ推進委員連合が助成する都道府県主催の研修数 ※5年毎に実施する全自治体の悉皆調査ではR5年度研修数は1,929回	＜広報＞ 部活動改革ポータルサイトにスポーツ推進委員についての情報を掲載 ＜指導・助言＞ ・定例的な全国スポーツ推進委員連合に対し意見交換を通して、指導・助言を行う。	部活動改革ポータルサイトにスポーツ推進委員についての情報を掲載することで、同委員についての魅力を発信し、まずは認知度向上を目指すとともに、新たな同委員の振り起こしを図る。 加えて、定期的な全国スポーツ推進委員連合への指導・助言及び当連合が主催する研修会等での講座での講師や情報提供を通じて、同連合へスポーツ推進委員の質・量の確保の重要性等を示すことで、同委員の質向上・量確保を図る。
		17	**中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立** ＮＦ（中央競技団体）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ＮＦが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのＮＦの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。 競技団体の強化戦略プランの評価結果が高い競技は、東京大会において、メダル獲得を含む入賞数が多い傾向にあったことから、パリ2024・ミラノ2026大会を見据えて策定したパリ・ミラノ大会向け強化戦略プランの期間（Ｒ４～Ｒ８）においても、東京・北京大会向け強化戦略プランを適用していたR1～R3年度の評価結果の平均値（94.7%）と同様の高い水準を維持できるよう取り組む。	中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価において、上位２評価（Ａ・Ｂ）以上と最上位評価（Ａ）に該当する競技団体の各割合	独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンス戦略部戦略課	A評価30%を含むB評価以上90%	A評価　32.8% B評価以上　91.7%	A評価28.3% B評価以上98.6%	＜予算事業＞ 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費、女性アスリートの育成・支援プロジェクト	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費のうち、競技力向上事業について、令和5年度は約101億円を確保し、中央競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動及び2028年ロサンゼルス大会等に向けた中長期の戦略的な強化に対する支援を実施している。 加えて、競技団体の組織基盤強化支援事業では、各団体の持続可能な組織基盤の確立に向けた取り組みを支援している。 また、女性アスリートの育成・支援プロジェクトでは、女性が抱える健康課題等を解決するための実践プログラムや、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施し、女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続できる環境の整備に取り組んでいる。
		18	**アスリート育成パスウェイの構築** ＮＦ（中央競技団体）におけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出し、メダルポテンシャルアスリートが過去最多（オリ競技180人、パラ競技209人）となることを目指す。	①オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート数（MPA数） ②競技別パスウェイモデルが策定された競技団体（NF）の数	独立行政法人日本スポーツ振興センター ①国際情報戦略部 ②ハイパフォーマンス戦略部戦略課	①過去最多（オリ競技180人、パラ競技209人） ②24競技種別	①オリ競技162人、パラ競技183人 ②５競技種別	①オリ競技130人、パラ競技151人（R5年度分は冬季競技シーズン終了前につき、夏季競技のみ掲載。冬季競技を含む数値には7月以降更新予定） ②10競技種別	＜予算事業＞ 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費、国民体育大会開催事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費のうち、競技力向上事業では各競技団体のアスリートの発掘・育成・強化の取組が一貫したものとなるよう、現状把握や課題解決に資するプログラムを提供し、強化戦略プランに基づく取組を支援している。
		19	**スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実** スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、研究成果を査読付き論文として発表する。また、得られた知見の活用により、ＨＰＳＣ（ハイパフォーマンススポーツセンター）や地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。これにより、トップアスリートに対するスポーツ医・科学サポートを受けた競技団体の満足度が100%となることを目指す。	①研究成果に関する査読付き論文の発表数 ②オリンピック・パラリンピック競技大会等においてメダル獲得が有望なトップアスリートに対するスポーツ医・科学サポートを受けた競技団体の満足度	スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業	①各研究分野で毎年２件以上 ②100%	①技術開発：２件 　コンディショニング：１件 ②85%	①技術開発：１件 　コンディショニング：２件 　リモート機器の活用：４件 ②-	＜予算事業＞ ハイパフォーマンス・サポート事業、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業

	東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築	20	**地域における競技力向上を支える体制の構築** ＨＰＳＣ（ハイパフォーマンススポーツセンター）、ＮＴＣ（ナショナルトレーニングセンター）競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、ＨＰＳＣ等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。また、地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業等を通じ、令和９年度までにスポーツ医・科学サポート体制を構築する地域が10地域となることを目指す。	スポーツ医・科学サポート体制を構築した地域数	地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業	10地域	- 令和５年度より事業実施	５地域	＜予算事業＞ 地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業	地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業では、各地域において、スポーツ医・科学センターや関係団体からなるコンソーシアムを形成し、HPSCとも連携しながら、スポーツ医・科学支援対象の拡大や支援内容の質の向上等を行う取組を支援している。
		21	**国際スポーツ界への意思決定への参画** 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のＩＦ（国際競技連盟）等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際、ＡＦ（アジア競技連盟）の役員ポストも確保する。	IF等における日本人役員数	—	37人規模の維持・拡大	41名	46名	＜予算事業＞ スポーツ国際展開基盤形成事業	国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）、国内外の政策・情報を収集・分析し、共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成し、戦略的に発信する基盤を構築する。これらの基盤を活用し、ＩＦ役員等の選挙、国際的な人材の育成及び新たな国際競技大会の招致等をオールジャパンで戦略的に支援する体制を整備する。
		22	**スポーツ産業の国際展開** スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築し、令和7年度までに、スポーツ産業の国際展開（事業提携模索、海外での事業創出・拡大、会社設立等）の取組を実行した企業・団体を20社創出する。	スポーツ産業の国際展開促進事業によってスポーツ産業の国際展開（事業提携模索、海外での事業創出・拡大、会社設立等）の取組を実行した企業・団体数	スポーツ産業の国際展開促進事業	20社	5社	18社	＜予算事業＞ ・スポーツ産業の国際展開促進事業	スポーツ産業の国際展開促進事業において、各国の情報および海外スポーツ情報の不足、海外における事業継続の困難性、国際スポーツ人材不足など国際展開に踏み出せない課題に対し、プラットフォームである「JSPIN」を活用し、オンラインサイトやセミナーによる情報提供、国際展示会への出展支援などを行う。こうした施策を通じ、企業や団体の国際展開を促進する。
		23	**スポーツを通じた国際交流・協力の促進** 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。 ＳＦＴ（スポーツ・フォー・トゥモロー）事業を通じて培われた官民ネットワークの活用等により、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やＳＤＧｓの達成に貢献し、令和６年度は、SFTコンソーシアム会員が実施する事業数が110件となることを目指すとともに、本事業終了後も国際協力が継続するよう、自走化を促していく。	SFTコンソーシアム会員が実施する事業数	ポスト・スポーツ・ フォー・トゥモロー推進事業	R5より増加	集計中	集計中	＜予算事業＞ ポスト・スポーツ・フォー・トゥモロー推進事業	SFTコンソーシアム事務局運営や事業を通じて構築したネットワークを発展させるための会員プラットフォームの拡充、また、SDGｓ課題の解決にインパクトのある事業や他会員団体の模範・参照となる取組の周知など会員等の支援を行うことでSFTコンソーシアム会員が実施する事業数の設定目標の達成を図る。
		24	**国際競技大会の招致・開催に対する支援** 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。	支援する大会実施主体数	大規模国際スポーツ大会主催団体補助	-	１団体（世界水泳選手権2023福岡大会）	１団体（世界水泳選手権2023福岡大会）	＜予算事業＞ ・大規模国際スポーツ大会主催団体補助（令和５年度終了） ＜通知等＞ ・「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を発出し、適切な競技大会運営の目安について周知	我が国で開催される国際競技大会のうち、コロナ禍でやむを得ず延期等の対応を行った大会に対し、大規模国際スポーツ大会主催団体補助により円滑な大会準備を行えるよう支援したところ。 「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」では、東京2020大会に関係する一連の不祥事を受けて、国際競技大会の運営に対する国民の不信感を払拭するため、クリーンな運営ができるよう開催主体に目安を示した。
		25	**オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開** 東京大会における知見・経験をレガシーとして生かしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進することで、将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと回答する児童生徒の割合を継続的に増加させる。 アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。	①アスリートの派遣校数 ②卒業後も自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う児童生徒の割合	令和５年度アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業完了報告書（①） 令和５年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（②）	①累積数の継続的な増加 ②児童90%、生徒90%	①R5年度より事業を実施 ②児童87%、生徒82%	①619校 ②児童86%、生徒81%	＜予算事業＞ ・令和の日本型学校体育構築支援事業 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	令和の日本型学校体育構築支援事業では、子供たちがアスリートと触れ合う中で、わかる・できるを体感し、運動の多様な楽しみ方やできる喜びを味わうことを通して、体育授業等で学んだことを日常生活に活かした望ましい運動習慣の形成など、体力・運動能力の向上に資するための体育授業等の充実・高度化を図る。 また、JSCが管理運営する秩父宮記念スポーツ博物館は、スポーツ庁スポーツ・デジタル・アーカイブ事業を引き継ぎ、広く国民が歴史的に価値のあるスポーツ関連資料のデジタルデータを利用できるように、構築中のスポーツ・デジタル・アーカイブシステムの正式公開と、ジャパンサーチとの連携構築、アーカイブ化・ネットワーク化を推進するための体制整備を進める。
		26	**検査体制等の整備** 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、検査に必要となる国内のドーピング検査員資格保有者数を維持する等、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。	国内のドーピング検査員資格保有者数 （150人以上を目安とする）	ドーピング防止活動推進事業（ドーピング防止教育・研修事業）	150人以上を継続して維持	373人	329人	＜予算事業＞ ドーピング防止活動推進事業（ドーピング防止教育・研修事業）	国内におけるドーピング検査を適切に実施するためには、研修会を通じて正しい知識や技術を身につけた検査員が一定数必要であることから、委託事業を通じて検査員向けの研修会やEラーニング等を実施し、継続的に検査員の育成を行い、国内の検査体制の維持・向上を図る。
		27	**国際的なドーピング防止活動** ＷＡＤＡ（世界ドーピング防止機構）への参画等による国際的なドーピング防止活動に貢献する。	WADA理事会・執行委員会への出席回数	世界ドーピング防止機構等関係経費	毎年既定の会議開催回数である4回（執行委員会3回、理事会1回）またはそれ以上（臨時開催含む）	5回	５回	＜予算事業＞ ・世界ドーピング防止機構等関係経費 ・世界ドーピング防止機構拠出金	WADAのアジア地域を代表する理事国・執行委員国として役員会議に参画することを通じて、WADAの任務を支援する等、国際的なドーピング防止活動への貢献を図る。
		28	**教育研修活動** 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえたEducator による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。	ドーピング防止に係るEラーニングのRTP/TPアスリートの受講者数 ※RTP/TPアスリート：居場所情報の提出・更新が求められる国際レベルのアスリートのこと	ドーピング防止活動推進事業（ドーピング防止教育・研修事業）	累積数の継続的な増加	513人	523人	＜予算事業＞ ドーピング防止活動推進事業（ドーピング防止教育・研修事業）	委託事業を通じて、アンチ・ドーピング教育を担う教育者の育成を行うとともに、研修会、競技大会等を活用した教育を実施することで、国内のアスリートやサポートスタッフへのアンチ・ドーピング教育を適切に施し、国内のアンチ・ドーピングに係る知識水準の維持・向上を図る。
		29	**研究活動** ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。	委託事業内で採択された研究課題数	ドーピング防止活動推進事業（ドーピング検査技術研究開発事業）	-	5件	5件	＜予算事業＞ ドーピング防止活動推進事業（ドーピング検査技術研究開発事業）	国内のアンチ・ドーピング研究を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。
	スポーツＤＸの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化による持続的なスポーツの発展	30	**スポーツ界におけるＤＸの推進** スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進するとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進し、 ・令和７年度までにスポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスモデル９件の創出 ・HPSCにおけるデジタル技術を用いた知見・ノウハウの提供件数を令和6年度までに10件とすること を目指す	①デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出件数 ②デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数	「スポーツ産業の成長促進事業（スポーツ×テクノロジー活用推進事業）」の一環（①） スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業（②）	①9件（R7） ②毎年度10件以上の提供を実施	①２件 ②２件	①５件 ②12件	＜予算事業＞ ・スポーツ産業の成長促進事業（スポーツ×テクノロジー活用推進事業） ・先端技術を活用したHPSC基盤強化事業（旧スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業）	スポーツ×テクノロジー活用推進事業は、スポーツ団体のテクノロジー活用を支援することで、新たなビジネスモデルの創出を推進している。 先端技術を活用したHPSC基盤強化事業（旧スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業）では、先端技術を活用した多様なアスリート支援手法の研究等を推進している。
		31	**担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化** ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。 競技団体の組織基盤強化支援事業において支援している全ての競技団体が自身で設定した経営力強化等に関するKPIを達成することを目指す。	各事業毎に定めているKPIを達成した団体の割合	成果報告	100%	100%	-	＜予算事業＞ 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金のうち、競技団体の組織基盤強化支援事業では、組織基盤の確立・強化に取り組む競技団体に対して支援を実施している。
		32	**スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶** 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援するとともに、スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図るべく、公認スポーツ指導者資格認定者数の継続的な増加を目指す。（再掲）	公認スポーツ指導者資格認定者数	「日本スポーツ協会補助事業」の一環	290,000人	219,625人	254,578人	＜予算事業＞ ・スポーツ指導者養成事業（日本スポーツ協会補助）	スポーツ指導者養成事業では、公認スポーツ指導者資格の認定を受けた指導者を増加することにより、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力等を行うことなくアスリート等の人間的成長を促すことができる質の高い指導者の養成の支援を行っている。 また、JSPOとスポーツ庁は連携してグッドコーチたる「人間力」を育むための「思考・判断（スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学等）」、「態度・行動（対自分力、対他者力）」といった研修内容に重きを置いた、モデルコアカリキュラムを作成しており、これに基づいた公認スポーツ指導者養成をおこなっているため、JSPOによる指導者養成資格者が増えることが、国として達成目標に掲げる不適切指導等の根絶や質の高い指導者養成に資するものとなる。
		33	**アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止** 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。	毎年度１以上、アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止のための取組を実施	–	１以上の取組を実施	令和４年７月２６日付で、刑法の改正による侮辱罪の法定刑引き上げやアスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例、相談窓口等について、各競技団体宛に事務連絡を発出し、周知。	令和4年7月26日付事務連絡も踏まえ、スポーツ関係団体における取組状況を把握し、またその事例を横展開することを目的とした調査の実施に向けた検討を実施。（令和6年に調査発出）	＜通知等＞ 時宜・状況等に鑑み施策実施	競技団体の取組の好事例を周知することで、各団体の対策に役立ててもらうとともに、法務省、警察庁など関係省庁と連携しながら、被害にあったアスリートのための相談窓口を周知するなどの取組を進めている。 達成目標の性質に鑑み、特定の数値を伸ばすことを指標とはせず、状況に応じた施策を実施する。
		34	**スポーツ事故・スポーツ障害の防止** 多様な国民一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備することで、災害共済給付の対象となる体育活動中の障害・死亡件数を継続的に減少させる。	小・中・高等学校における体育活動中の障害・死亡の災害共済給付件数	災害共済給付状況（日本スポーツ振興センター）	150件（R10）	155件	203件	＜予算事業＞ 令和の日本型学校体育構築支援事業 ＜通知等＞ 水泳の事故防止や熱中症事故の防止など、体育活動中の事故防止についての事務連絡を発出し、周知。	令和の日本型学校体育構築支援事業では、全国の教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者に対して、安全で効果的な体育活動を実施するために、体育活動中の重大な事故事例や情報、再発防止のための留意すべき点、防止方策等について把握・分析・研究を行い、課題に対応する取組を推進する。
		35	**スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底** スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンス強化、組織経営の透明化を図り、全ての中央競技団体がスポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査において適合となることを目指す。	スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数	統括団体による適合性審査	0団体	１団体（令和４年度までに適合性審査を受けた89団体の状況）	1巡目通算１団体（R2～R5）	＜予算事業＞ スポーツ・インテグリティ推進事業 ＜制度＞ スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査の実施	スポーツ団体の不祥事を防止するとともに、スポーツ団体の持続的な成長・発展を促し、スポーツの価値を高めるため、令和元年度にスポーツ団体ガバナンスコードを策定した。各中央競技団体に対して、スポーツ統括団体が適合性審査を実施し、必要に応じて指導・助言等を行っている。
		36	**紛争解決制度の整備** スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行い、全ての中央競技団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択することを目指す。	スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択した中央競技団体の割合	日本スポーツ仲裁機構調べ	100%	78%	85%	＜制度＞ スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査の実施 ＜予算事業＞ スポーツ・インテグリティ推進事業	スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、NFにおける懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めることを規定している。 また、スポーツに関する適切な紛争解決制度の整備に向け、スポーツ・インテグリティ推進事業では、スポーツ仲裁の理解促進に向けた研修会及び国内のスポーツ仲裁活動における中核的人材の育成を実施している。
	スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化	37	**スポーツの成長産業化** スポーツ産業を活性化させ、成長産業化への道筋を明確なものとする。その中で、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ整備の促進を行い、2025年までに多様な世代が集う拠点として20拠点を実現することを目指す。スポーツ市場規模を2025年までに15 兆円に拡大することを目指す。	①多様な世代が集う交流拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 ②スポーツ市場規模	①「スポーツ産業の成長促進事業（スタジアム・アリーナ改革推進事業）」の一環	①20拠点（R7） ②15兆円（R7）	①11拠点（構想・策定計画策定段階を除く） ②9.5兆円（H31）	①17拠点（構想・策定計画策定段階を除く） ②8.8兆円（R2）	＜予算事業＞ ・スポーツ産業の成長促進事業	地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ整備の促進を行い、地域活性化の優れた拠点となるスタジアム・アリーナを増やすことで、チケット収入や広告収入等を伸ばし、地域経済の活性化にもつなげることで、スポーツ市場規模の拡大を図る。また、スポーツホスピタリティの向上や、スポーツ団体のテクノロジー活用支援を行うとともに、スポーツと他産業の連携を支援し、新たな収益源確保を図る。
		38	**スポーツによる地方創生、まちづくり** 全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、令和8年度までにスポーツ・健康まちづくりに取組む地方公共団体を40%にする。また、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。	スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合	スポーツ・健康まちづくりに関する実態調査	40%	16.7%	30.3%	＜予算事業＞ ・スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業 ・スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアムアリーナ改革推進事業・スポーツオープンイノベーション推進事業、ホスピタリティ推進事業) ＜その他＞ ・スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰 ・スポーツ・健康まちづくりワンストップ窓口の設置	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業においては、スポーツによる「地方創生・まちづくり」の推進主体となる「地域スポーツコミッション」の新たな事業創出等を支援するとともに、コンサルティング等を通じた伴走的なサポートを実施し、活動規模の拡大を図る。また地域スポーツコミッションの基盤となる人材育成・確保等の取組を推進し、人材の質の向上を図る。これらの取組を推進し、地域スポーツコミッションの経営安定化・自発的且つ継続的な運営体制を構築する。 スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業においては、地域スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの高付加価値コンテンツ創出に向けた取組をモデル的に支援する。併せて効果検証がなされたモデル事業を複数創出し、ナレッジを蓄積することで、モデル事業実施地域で自発的・継続的な取組を推進する。またプロモーションを通じて収集したデータを分析し、利活用を促す取組を実施し、スポーツツーリズムの取組意欲を喚起する。これらの取組を推進し、新たなスポーツツーリズムコンテンツの創出を図る。 その他、地方公共団体等におけるスポーツによる「地方創生・まちづくり」の取組をサポートしていくため、関係省庁と連携したワンストップ相談窓口を設け、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の取組創出等をサポートしていくとともに、その自治体のアイデアを表彰し、全国に広く周知を図ることで、取組創出を全国で加速化させる。
		39	**周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進** 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様に親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進め、広く利用される施設とする。 大規模スポーツ施設に係る稼働日数について、国立競技場は159日、秩父宮ラグビー場は77日、国立代々木競技場第一体育館は270日、同第二体育館は215日以上とする。	稼働日数 （スポーツ団体等によって専有利用された日数） （対象施設：国立競技場、秩父宮ラグビー場、国立代々木競技場第一体育館、同第二体育館）	独立行政法人日本スポーツ振興センター	国立競技場159日、秩父宮ラグビー場77日、国立代々木競技場第一体育館270日、同第二体育館215日以上	R4：国立競技場174日、秩父宮ラグビー場91日、代々木競技場第一体育館266日、代々木競技場第二体育館222日	R4：国立競技場211日、秩父宮ラグビー場92日、代々木競技場第一体育館297日、代々木競技場第二体育館263日	＜予算事業＞ ・独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	利用可能な日数の範囲内で、国際的・全国的なスポーツ大会に積極的かつ有効に利活用していくのみに留まらず、国民の様々なニーズに応え、学生スポーツ、地域住民や学校等を含む各種イベントの開催などに利用されることで、スポーツの振興等に寄与する。